～廃棄物処理問題～

ＢＵＮさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！

宿題は木綿繊維くずが一般廃棄物か産業廃棄物かという問題からでしたね。
それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q，次のうち、一般廃棄物はどれか。なお、すべて事業活動を伴って排出されるものである。

（１）建設業に係るもので工作物の新築に伴って排出された木綿繊維くず

（２）建設業に係るもので工作物の改築に伴って排出された木綿繊維くず

（３）建設業に係るもので工作物の除去に伴って排出された木綿繊維くず

（４）衣服その他の繊維製品製造業から排出された木綿繊維くず

（５）ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木綿繊維くず

【解説】

繊維くずが産業廃棄物となるには、排出形態が限定されていて、その多くはいわゆる「指定業種」と言われる業種が政令により例示されているものである。

繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物であるが、カッコ書きにより「衣服その他の繊維製品製造業を除く」とあることから，衣服その他の繊維製品製造業から排出される繊維くずは一般廃棄物となる。

ただし、「指定業種」に該当していなくとも、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだ繊維くずは、業種によらずに産業廃棄物となる。

正解（４）

詳しい方ほど、ちょっと迷われたかもしれません。「繊維くず」の「指定業種」には、「繊維製造業」があるんですね。ところが解説のとおり「繊維製品製造業」は除かれているんです。「繊維製造業」は繊維そのものを製造する工場。「繊維製品製造業」は布を仕入れて、服を作っている工場です。推測ですがアパレル産業では無駄にする布きれはそれ程大量には発生しないとして指定業種から外したのかも知れません。

次も廃棄物の種類の問題ですが、ちょっと専門的になります。皆さんは産業廃棄物は 20 種類ということはご存じだと思いますが、では、この 20 種類の中の一つ「ばいじん」についてはどうでしょうか？

Q，次のうち、排出する施設の規模・能力にかかわらず、産業廃棄物である「ばいじん」に該当しないものはどれか。

（１）石炭を燃料とした発電所のボイラーから発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

（２）製鋼用電気炉から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

（３）廃油の焼却施設から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

～廃棄物処理問題～

（４）がれき類の破砕機から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

（５）アルミニウムの精錬の用に供する電解炉から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

【解説】

ばいじんは大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじん（煤塵：すすとちり、ダスト類ともいう）であって、集じん施設によって集められたものである（政令第２条第 12 号）。

（４）以外は大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設として、大気汚染防止法第２条第２項に規定される特定施設から発生するもの。

破砕機は大気汚染防止法が定める一般粉じん発生施設（大気汚染防止法第３条）であって対象外。

なお、廃棄物の焼却炉については能力の制限はない。

正解（４）

日本語としての「ばいじん」は「煤(すす)」のことですが、廃棄物処理法の規定では「ばいじん」は限定されているんですね。タバコの煙でついた煤や単に薪ストーブの煙突に着いた「煤」などは「ばいじん」にはなりません。

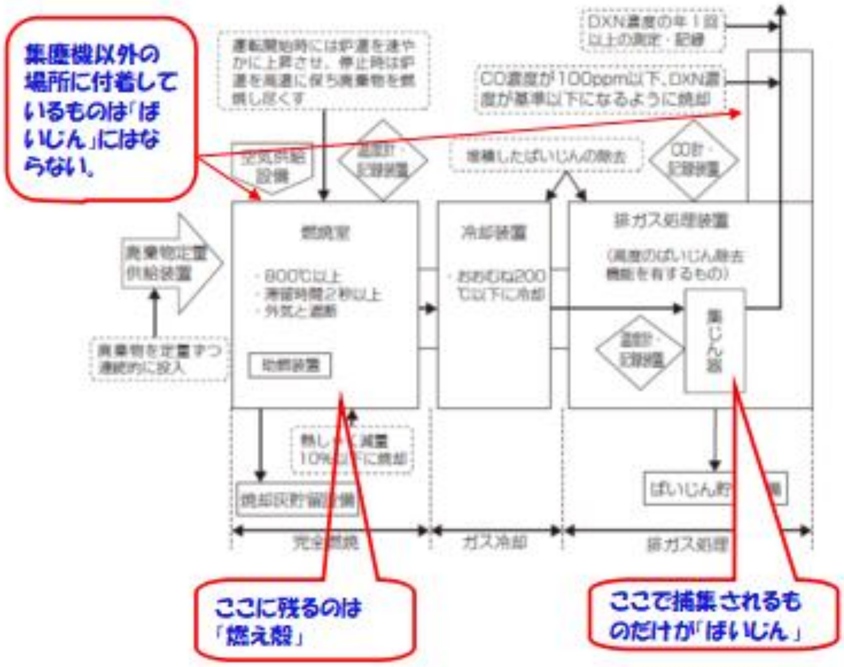

今回の宿題も「廃棄物の種類」から。海無し、空港無しの栃木県では直接関わっている方は少ないかも知れませんが、一般廃棄物の業務もやっている方だと検討は着くかも知れません。

宿題Ｑ

次のうち、産業廃棄物はどれか。

（１）輸入廃棄物

（２）航行廃棄物

（３）携帯廃棄物

（４）し尿

（５）浄化槽汚泥（めん類製造業からの排水を併せて処理している）